

## 第 8 期西脇市高齢者安心プランの策定について

### 1 策定の趣旨

市町村は、老人福祉法第20条の8に基づく老人福祉計画及び介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画を一体として策定することが義務づけられており、本市では、高齢者福祉計画・介護保険事業計画を「西脇市高齢者安心プラン」として、これに位置づけています。

このたび、今年度（令和2年度）をもって、第7期計画が終了となるため、令和3～5年度までの3年を計画期間とする第8期計画を策定します。

第8期計画は、団塊の世代が75歳以上となる令和7年に向け、在宅生活を支える取組をさらに推進するとともに、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施によりフレイル予防の強化を図っていきます。

### 2 計画において定める主な事項

- (1) 日常生活圏域
- (2) 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
- (3) 各年度における地域支援事業の量の見込み
- (4) 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止への取組及び目標設定
- (5) 介護給付等に要する費用の適正化への取組及び目標
- (6) 地域包括ケアシステム構築のための重点的に取り組むことが必要な事項

### 3 国の第8期の基本指針（案）

- (1) 2025年・2040年を見据えたサービスの基盤、人的基盤の整備
- (2) 地域共生社会の実現に向けた取組
- (3) 介護予防・健康づくり施策の充実・推進
- (4) 有料老人ホームや介護付き高齢者住宅に係る都道府県と市町村間の情報連携の強化
- (5) 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進
- (6) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組強化（介護職員、専門職の確保やロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入など）

#### 4 サービス量等の推計

第8期計画期間である令和3～5年度の3か年の介護サービス量及び介護保険料（第1号被保険者保険料）の水準を推計します。

人口構造の変化等による自然体推計に加え、アンケート調査結果や地域ケア会議等で把握された地域課題等への対応策を検討し、その施策を反映した上で保険料を決定します。

参考

第6期（平成27～29年度） 基準月額 5,500円  
（全国平均5,514円、県平均5,440円）

第7期（平成30～令和元年度） 基準月額 6,200円  
（全国平均5,869円、県平均5,895円）

#### 5 策定スケジュール（予定）

開催時期	内容
令和2年7月 （7月9日）	第1回介護保険運営協議会（事業実施状況及び事業評価、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査の結果等から見える課題報告）
令和2年9月 （9月 日）	第2回介護保険運営協議会（計画素案）
令和2年10月 （10月 日）	第3回介護保険運営協議会（計画修正案）
令和2年12月	パブリックコメントの実施
令和3年1月	第4回介護保険運営協議会（パブリックコメント結果報告、計画最終案）
令和3年3月	議会（条例改正、計画の報告）